

米子市総合評価方式による競争入札試行要領の一部を改正する要領
 米子市総合評価方式による競争入札試行要領（平成19年11月1日施行）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>3 <u>令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に総合評価入札を試行する場合における第4項及び第6項第5号イの規定の適用については、第4項中「2,500万円」とあるのは「5,000万円」とし、第6項第5号イ中「同一工種の入札」とあるのは「同一工種の総合評価入札」とする。</u></p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>[新設]</p> |
| <p>備考 表中の [] の記載は、注記である。</p> | |

- 附 則
- （施行期日）
- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この要領による改正後の米子市総合評価方式による競争入札試行要領の規定は、この要領の施行日以後に公表する同要領第1項に規定する総合評価入札について適用する。